

酒類の通信販売における表示

販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の1～3に応じ、それぞれに掲げる事項を表示しなければなりません。

1 酒類に関する広告又はカタログ等(インターネット等によるものを含む。)

- 「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨
- 酒類販売管理者の氏名や、酒類販売管理研修の受講事績等(11ページ「標識の掲示」をご覧ください。)

2 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類(インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面)

申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨

3 酒類の購入者に交付する納品書等の書類(インターネット等による通知を含む。)

「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨

■ 表示義務が課される通信販売とは、商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従つて行う商品の販売をいい、具体的には次のようなものが該当します。

- カタログやホームページ・電子メールを利用した通信販売
- 新聞の折込チラシ等に「電話(FAX)いただければお届けいたします」等の表示をし、注文に応じて酒類を配達するもの。

■ 左記に掲げる事項は、10ポイントの活字(インターネット等による場合には酒類の価格表示に使用している文字)以上の大きさの統一のとれた日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

ホームページにおける表示例

(ホームページ)



(商品購入画面)

申込者情報入力フォーム	
氏 名	姓 [] 名 []
住 所	[]
電 話 番 号	[] - [] - []
生 年 月 日	[] [] 年 [] 月 [] 日 ([] 歳) (20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています。)

[確認画面へ](#)